

「第8回横浜トリエンナーレまちなか会場運営管理業務委託」 受託候補者選定に係る実施要領

(趣旨)

第1条 横浜トリエンナーレ組織委員会契約業者選定委員会要綱(以下「要綱」という。)の規定に基づき、「第8回横浜トリエンナーレまちなか会場運営管理業務委託」の受託候補者を公募型プロポーザル方式(以下「プロポーザル」という。)により特定する場合の手続き等については、横浜市委託に関するプロポーザル方式実施取扱要綱に準じるほか、この実施要領に定める。

(実施の公表)

第2条 実施の公表にあたっては、実施要領、提案書作成要領、提案書評価基準及び業務説明資料により、次の各号に掲げる事項について明示するものとする。

- (1) 委託事業の概要・基本計画等
- (2) プロポーザルの手続き
- (3) プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項
- (4) 評価委員会及び評価に関する事項
- (5) その他必要と認める事項

(提案書の内容)

第3条 提案書は、次の各号に掲げる事項について作成するものとし、様式などは別に定める。

- (1) 業務実績
- (2) 当該業務の実施方針
- (3) 当該業務に関する具体的な提案
- (4) その他当該業務に必要な事項

(評価)

第4条 プロポーザルを特定するための評価事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 業務実施体制に関する評価項目
 - ア 人員体制
 - イ ビジターサービス、ブースイベント運営業務の専門性の担保、類似の業務実績
 - ウ 美術作品保全の専門性・実績
- (2) 提案内容に関する評価項目
 - ア 事業主旨の理解度

イ 従事者の対応の質の確保

ウ 来場者サービス促進の手法

(3) 企業としての取組に関する評価項目

ワークライフバランス、障害者雇用、健康経営、SDG sに関する取組

- 2 プロポーザルの評価にあたって、提案者にヒアリングを行うものとする。
- 3 提案書の内容及びヒアリング結果を基に、当該業務に最も適した者を特定する。
- 4 特定、非特定にかかわらず、各々の提案者の評価結果については、その提案者に通知する。

(プロポーザル評価委員会)

第5条 評価委員会は、次の各号に定める事項について、その業務を行う。

- (1) 提案書の評価
 - (2) 評価の着眼点、評価項目及びそのウエイト並びに評価基準の確認
 - (3) 評価の集計及び報告
 - (4) ヒアリング
- 2 評価委員会には委員長、副委員長及び委員を置き、次のとおりとする。
- 委員長 横浜市にぎわいスポーツ文化局にぎわい創出戦略課長
- 副委員長 公益財団法人横浜市芸術文化振興財団経営企画・ACY グループ長
- 委員 横浜市にぎわいスポーツ文化局文化芸術創造都市推進部創造都市推進課担当課長
- 委員 横浜市にぎわいスポーツ文化局文化芸術創造都市推進部創造都市推進課担当課長
(横浜トリエンナーレ組織委員会事務局次長)
- 委員 公益財団法人横浜市芸術文化振興財団横浜美術館国際グループ長
(横浜トリエンナーレ組織委員会総合ディレクター補佐)
- 委員 公益財団法人横浜市芸術文化振興財団横浜市民ギャラリー館長
- 委員 横浜市環境創造局みどりアップ推進部みどりアップ推進課担当課長
- 3 委員長に事故等があり、欠けたときには、副委員長がその職務を代理する。
 - 4 評価委員会は、委員の過半数の出席をもって成立する。
 - 5 委員長は、評価結果を横浜トリエンナーレ組織委員会契約業者選定委員会(以下「選定委員会」という。)に報告するものとする。

(評価結果の審査)

第6条 選定委員会は、評価委員会から評価結果の報告があったときは、選定委員会において、次の事項について審査する。

- (1) 評価委員の採点が適正に行われたこと。
- (2) 評価委員会の審議及び採点の集計等が適正に行われたこと。
- (3) 評価結果に関し、必須事項以外に公表する事項の選定
- (4) 特定、非特定結果通知書に記載する理由
- (5) その他必要な事項

附 則

この要領は、令和5年5月9日から施行する。